委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
神戸市70歳フレイルチェック事業	2026年4月1日	公益財団法人　兵庫県予防医学協会 兵庫県厚生農業協同組合連合会 一般社団法人　神戸市薬剤師会	23,933,000	本業務の実施にあたっては、高い専門知識や保健指導に係る技術やノウハウが求められることから、業者選定において価格以外の要素を重要視する必要があり、競争入札に適するものではないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局介護保険課
フレイル改善通所サービス	2026年4月1日	シンコースポーツ兵庫㈱ セントラルスポーツ㈱ ㈱ルネサンス スポーツクラブ＆サウナ ルネサンス神戸 グンゼスポーツ㈱ ㈱コパン ㈱COSPAウエルネス 合同会社LGS ㈱セラピット	44,822,400	参加者の状態および生活環境に応じた自宅プログラムのアドバイスおよび声掛け等の業務を実施するためには、高い専門性とこれまでの指導経験に基づくノウハウが求められるものであり、業者選定においても価格以外の要素を重視して判断する必要がるため競争入札に適するものではない。また、地域支援実施要綱において単価については自治体で設定することとされており、価格を要素に含んだ競争入札は適さない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局介護保険課
地域拠点型一般介護予防事業における介護予防講座支援事業	2026年4月1日	（公社）兵庫県看護協会 （一社）兵庫県理学療法士会 （公社）兵庫県栄養士会 （公社）兵庫県歯科衛生士会 （一社）神戸市薬剤師会	6,525,000	本事業者は、専門職団体として、技能・経験知識を有し、地域リハビリテーションや地域における介護予防に対して第一線で活動をしている。また、人材育成体制があり一定数の専門職を確保でき、安定して専門職を派遣し、質の高い介護予防講座の提供を行うことができる体制が整っている唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局介護保険課
地域拠点型一般介護予防事業	2026年4月1日	公益財団法人　神戸YWCA、社会福祉法人　恩賜財団済生会支部兵庫県済生会、社会福祉法人　博由社、一般社団法人　地域共生すまいるリンク、社会福祉法人　ひょうご聴覚障害者福祉事業協会、NPO法人　JLC兵庫、特定非営利活動法人　あいあいネット神戸、特定非営利活動法人　ウィズユきたごよう、特定非営利活動法人　ｻﾎﾟｰﾄｽﾃｰｼｮﾝ灘・つどいの家、特定非営利活動法人　それいゆ、特定非営利活動法人　ゆいまーる神戸、特定非営利活動法人　輝・上高丸、特定非営利活動法人　輝・東舞子、特定非営利活動法人　輝・摩耶、特定非営利活動法人　輝あい、特定非営利活動法人　輝ありま、特定非営利活動法人　輝かすみが丘、特定非営利活動法人　輝かりば、特定非営利活動法人　輝かわいけ、特定非営利活動法人　輝くすのき、特定非営利活動法人　輝こうじ台、特定非営利活動法人　輝こうとく、特定非営利活動法人　輝しおや、特定非営利活動法人　輝しんよう、特定非営利活動法人　輝すずらん、特定非営利活動法人　輝たかくら台、特定非営利活動法人　輝たるみ、特定非営利活動法人　輝なだ、特定非営利活動法人　輝ひえだ、特定非営利活動法人　輝みかげ、特定非営利活動法人　輝もとやま、特定非営利活動法人　輝わかば、特定非営利活動法人　輝支援センター神戸、特定非営利活動法人　西すず安心センター、特定非営利活動法人　長田、特定非営利活動法人　東灘地域助け合いネットワーク、特定非営利活動法人　福祉ネットワーク西須磨だんらん、特定非営利活動法人　福祉ネット寿、兵庫県高齢者生活協同組合	108,876,950	本事業は地域に根ざした事業であるため、地域において福祉事業や地域活動の実績がある団体に委託することが望ましい。本事業は利用者の見守り・支え合いの関係づくりも構築しているため、委託先を変更することで見守り関係の再構築が必要となり、不便さや信頼性の失墜につながる恐れがある。本事業の趣旨から、高齢者福祉事業や地域福祉事業に実績があり、継続性を保ちながら事業の実施ができるという観点からも、現在の事業者の他に候補はない。なお、事業者は「法人格をもつ」団体に限っている。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局介護保険課
国民健康保険におけるレセプト及び療養費支給申請書等の審査支払事務	2026年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会	262,570,000	国民健康保険法第45条第5項により、市町村は国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金に審査支払事務委託を行うことができると規定されており、そのうち、国民健康保険に係る事務を行っているのは国民健康保険団体連合会のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
保険者レセプト管理システム運用管理業務	2026年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会	15,411,000	兵庫県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険中央会が全国統一の仕様で開発した「保険者レセプト管理システム」を運用できる県下で唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
届書受付管理システム運用保守業務	2026年4月1日	株式会社JSOL	33,910,800	本業務を行うためには、システム開発で蓄積された業務プロセスやプログラム仕様等にかかる知識が必須となるが、他事業者ではそれらを保有しないため競争入札に適さない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
神戸市国民健康保険料収納代行業務委託契約	2026年4月1日	株式会社電算システム	月額基本手数料15,000円/月 収納取扱手数料74円/件	保険料納付義務者の利便性確保の観点から、通常利用が想定されるコンビニエンスストア、スマホアプリ決済に対応していれば要件は足りるため、プロポーザル方式等で調達するべきだが、数年後に市町村事務処理標準システムへの移行を控えており、事業者が変更となった場合に新事業者からのデータ受信を行うために高額なシステム改修費用（概算で１千万円程度）が必要となる。それらを踏まえ、収納代行業者の見直しの検討は標準準拠システム（市町村事務処理標準システム）が導入される時期と同一のタイミングが望ましいと考えるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
マルチペイメントネットワークサービスを利用した口座振替受付サービス取扱業務に係る委託契約	2026年4月1日	株式会社　三井住友銀行	口座振替確認依頼データ1件（ただし、受付当日中に端末により取消されたものは除く。）につき150 円の割合で計算した金額及び消費税相当額（乙の請求する 金額に消費税率を乗じた金額とし、１円未満は切り捨 てる。）	本業務は、「神戸市指定金融機関の事務取扱に関する契約書」（平成21年４月１日付）に基づく公金収納事務に付随する事務であるため、競争入札に適さない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
レセプトデータ作成業務	2026年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会	3,499,320	本事業者は医療機関から送信されたレセプトデータを保有している唯一の機関であり、本業務は本事業者へのみ委託可能なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
神戸市国民健康保険及び神戸市福祉医療に係る第三者行為損害賠償求償事務	2026年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会	7,323,000	国民健康保険法の規定により、本事業者については兵庫県国民健康保険団体連合会に限定されているため。（国民健康保険法第64条第4項）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
国民健康保険システム改修業務（子ども・子育て支援金対応／令和8年度）	2026年4月1日	富士通Japan株式会社　関西・中部公共ビジネス統括部（兵庫）	49,401,880	本業務を正確かつ円滑に進めるためには、国民健康保険システムに係る知識を有している必要があり、競争入札に適しているものではないため。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条	福祉局国保年金医療課
国民健康保険システム運用保守業務	2026年4月1日	（代表者）富士通Japan株式会社　関西・中部公共ビジネス統括部（兵庫） （構成員）FLCS株式会社	234,906,960	国民健康保険システムは、富士通Japan株式会社のパッケージシステムをベースとし、平成29年１月から稼働している。本運用保守業務を正確かつ円滑に進めるためには、開発等を通じて蓄積した業務プロセスやプログラム使用等に係る知識（富士通Japan）及びソフトウェア（FLCS）を要することから、これらの業務を行えるのは本事業者が唯一の事業者である。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条	福祉局国保年金医療課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
国保被保険者資格情報及び給付情報の管理業務	2026年4月1日	兵庫県国保連合会	21,525,074	都道府県単位で資格及び給付情報を管理することが出来る国保情報集約システムは国民健康保険中央会が開発し、各都道府県国民健康保険団体連合会へ配布しているシステムである。本業務を正確かつ円滑に進めるためには、国保情報集約システムが不可欠であり、兵庫県国民健康保険団体連合会はこれを扱える唯一の団体である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
オンライン資格確認等システム及び医療保険者等向け中間サーバー等における電子資格確認等事務	2026年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会 公益社団法人国民健康保険中央会 社会保険診療報酬支払基金	14,192,760	国民健康保険法第36条第3項に基づき実施する電子資格確認等の事務については、医療保険分野における効率化等を図る観点から、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）及び国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）から委託を受けた公益社団法人国民健康保険中央会（以下「中央会」という。）が共同して設置、運営するオンライン資格確認等システム及び医療保険者等向け中間サーバー等を利用して行うこととされている。そのため、同システムの運営主体である中央会及び支払基金と事務委託契約を締結する必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
国民年金システム（令和8年度育児期間保険料免除措置対応）改修	2026年4月1日	株式会社JSOL	17,050,000	本改修を行うためには、従前の開発で蓄積された業務プロセスやプログラム仕様等にかかる知識が求められるものであるが、他事業者ではそれらを保有しないため競争入札に適するものではない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
国民健康保険・後期高齢者医療被保険者にかかる福祉医療費（一般医療）の審査支払事務の委託	2026年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会	50,300,000	医療費の審査支払事務を行える機関は、国民健康保険団体連合会（国保連合会）と社会保険診療報酬支払基金（支払基金）の2機関のみとなっており、県内医療機関における福祉医療費（国保分）の請求先については、兵庫県が国保連合会と指定しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
福祉医療費（柔道整復施術療養費）の審査支払事務の委託	2026年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会	4,117,000	医療費の審査支払事務を行える機関は、国民健康保険団体連合会（国保連合会）と社会保険診療報酬支払基金（支払基金）の2機関であるが、支払基金は柔道整復施術療養費の審査支払が法定されていないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
令和8年度あんしんすこやかセンター事業	2026年4月1日	医療法人　明倫会ほか	2,530,528,000	令和3年4月1日から令和9年3月31日までの委託期間にて事業者を公募決定しているため	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局介護保険課
地域支え合い活動推進事業	2026年4月1日	社会福祉法人　神戸市社会福祉協議会	78,140,000	神戸市社会福祉協議会は、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるよう援助することを目的として、本市における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を展開し、地域福祉やコミュニティワークの専門知識・技術を有している団体であり、全市的かつ総合的に地域福祉事業を実施できる市内唯一の団体である。　本事業においては、生活支援・介護予防基盤整備事業を行うことから、あんしんすこやかセンターの地域支え合い推進員や民生委員等の地域団体と連携し、専門的な観点から地域コミュニティの実態を把握し、適切な資源開発やニーズの把握を行う必要がある。そのために専門性を有する人材の確保や、安定的かつ効率的な事務遂行できる団体は本事業者以外にはない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局介護保険課
神戸市生活支援訪問サービス従事者養成研修事業	2026年4月1日	ヒューマンアカデミー株式会社	2,870,680	当研修業務を実施するためには、高い専門知識と現場経験が求められるものであり、業者選定において価格以外の要素を重視して判断する必要があるため競争入札に適するものではない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局介護保険課
介護保険制度に伴う主治医意見書作成に係る研修事業の委託	2026年4月1日	一般社団法人　神戸市医師会	5,243,832	主治医意見書の内容は、医学的・専門的立場からの研修が必要であり、神戸市医師会以外に委託先として想定される機関がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局介護保険課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
介護保険要介護認定調査に伴う業務委託（市内在宅者）	2026年4月1日	市内の地域包括支援センター併設の居宅介護支援事業所（76箇所）	147,840,000	本事業（要介護・要支援認定調査）は、調査員の専門的な知識・技術により訪問調査を行った後、被保険者個人の状態像をテキストに則して調査票を作成するものである。事業の性質から、プロポーザルや得点で評価することはできないため、競争入札による契約は適さない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局介護保険課
介護保険システム運用保守業務	2026年4月1日	（株）日立製作所神戸支店	170,154,600	本業務を正確かつ円滑に遂行するためには、制度や業務要件に関する知識ならびに本システムのハードウェア・ソフトウェアに関する技術が必要である。これらの十分な知識とノウハウを有しているのは、本システムの構築業者かつ運用保守業者である（株）日立製作所のみである	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条	福祉局介護保険課
集団健診受診者の事後指導	2026年4月1日	公益財団法人兵庫県予防医学協会	7,720,000	本業務は、高い専門知識を持ち、受診勧奨や保健指導のための技術やノウハウが求められることから、業者選定においても価格以外の要素を重視して判断する必要があるため、競争入札に適さない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
特定健診受診者の健康教室実施に係る業務	2026年4月1日	公益財団法人兵庫県予防医学協会	10,567,000	本業務は、高い専門知識を持ち、受診勧奨や保健指導のための技術やノウハウが求められることから、業者選定においても価格以外の要素を重視して判断する必要があるため、競争入札に適さない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
KDBシステムの利用に係る被保険者マスタ管理業務	2026年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会	17,085,000	本事業は国の制度上、各都道府県の国民健康保険団体連合会が管理・運営する標準的なKDBシステムを利用することが不可欠であるため競争入札に適しない	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
特定健診・特定保健指導等費用支払事務及びデータ管理業務	2026年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会	872,536,000	本事業においては、国民健康保険中央会が構築し、各都道府県の国民健康保険団体連合会が管理・運営する全国的・標準的なシステムを利用することが不可欠であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
特定健診・特定保健指導業務	2026年4月1日	一般社団法人　神戸市医師会 公益財団法人　兵庫県予防医学協会 兵庫県厚生農業協同組合連合会	541,641,000	本業務の実施にあたっては、高い専門知識や保健指導に係る技術・ノウハウが求められ、かつ市内全域をカバーし本業務を実施出来る委託先が現在の候補の他にないため、競争入札に適さない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
後期高齢者健診業務	2026年4月1日	一般社団法人　神戸市医師会 公益財団法人　兵庫県予防医学協会 兵庫県厚生農業協同組合連合会	305,125,000	本業務の実施にあたっては、高い専門知識や保健指導に係る技術・ノウハウが求められ、かつ市内全域をカバーし本業務を実施出来る委託先が現在の候補の他にないため、競争入札に適さない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業　システム保守業務	2026年4月1日	株式会社　日立システムズ　関西支社	5,148,000	はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業システム（以下「システム」という。）は、平成29年10月に見積もり合わせにより落札した㈱日立システムズ関西支社（以下「同社」という。）が当時神戸市で所有していたプログラムをもとに、現行のシステムを構築した。構築後も仕様書作成、サーバ構築(OS更新対応・ミドルウェアのアップデートによるシステム改修)、及び本市の独自仕様に基づく数々のシステム改修を行ってきた本市固有のシステムである。 本システムは、これまでの機能更新等を通じて蓄積された同社の技術及びノウハウ並びに設計思想に基づいて大幅な改修をすすめてきたシステムであり、本業務を遂行するにあたってはこれらの知識を保有することが必須となる。 以上のことから、必要な要件を熟知する同社に委託することが、最も安全・確実であり、これまで通り市民サービスを低下させることなく業務を継続させることが出来る唯一の方法である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
後期高齢者医療保険料コンビニ収納代行業務	2026年4月1日	（株）電算システム	6,952,232	本業務（後期高齢者医療保険料コンビニ収納代行業）の取り扱いは、保険料納付義務者の利便性確保の観点から実施し ており、通常、利用が想定されるコンビニエンスストア、スマホアプリ決済に対応していなければ、目的を達成することがで きないこと、後期高齢者医療システムに合わせたプログラム作成やシステム連携など、専門的な知識と高い技術が必要となる ことから、競争入札に適さない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
介護保険制度に伴う兵庫県国民健康保険団体連合会への委託業務	2026年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会	158,353,000	介護保険法第41条第10項に、市町村が連合会に当該業務を委託できる旨が定められている。（他の団体への委託は認められていない）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局介護保険課
歯・口腔を介しての介護予防に関する業務	2026年4月1日	公益社団法人　神戸市歯科医師会	8,300,000 （概算払・実績に応じ精算）	本事業の実施には高い専門的立場からの研修が必要であり競争入札に適しない。委託先としては、各区歯科医療機関が加入する唯一の団体として長年にわたる口腔ケアの普及啓発への実績を有しており、他に想定される機関がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局介護保険課
神戸市敬老優待乗車証にかかるPiTaPaカードシステム利用契約	2026年4月1日	株式会社スルッとKANSAI	109,368,000	敬老優待乗車証ICカードは、株式会社スルッとKANSAIが所有権を有する「PiTaPaカードシステム」を基盤としており、委託予定先以外では本業務の履行が著しく困難であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局高齢福祉課
神戸市福祉乗車証にかかるPiTaPaカードシステム利用契約	2026年4月1日	株式会社スルッとKANSAI	48,807,000	福祉乗車証ICカードは、株式会社スルッとKANSAIが所有権を有する「PiTaPaカードシステム」を基盤としており、委託予定先以外では本業務の履行が著しく困難であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局高齢福祉課
神戸市敬老優待乗車証及び神戸市福祉乗車証にかかる払戻しの口座振込対応業務	2026年4月1日	株式会社スルッとKANSAI	15,588,000	敬老優待乗車証ICカード及び福祉乗車証ICカードは、株式会社スルッとKANSAIが所有権を有する「PiTaPaカードシステム」を基盤としており、委託予定先以外では本業務の履行ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局高齢福祉課
神戸市敬老優待乗車証及び神戸市福祉乗車証にかかる払戻し業務	2026年4月1日	株式会社スルッとKANSAI	2,053,000	敬老優待乗車証ICカード及び福祉乗車証ICカードにチャージされた金額については、株式会社スルッとKANSAIがその所有権を有しているため、委託予定先以外では本業務を履行することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局高齢福祉課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
終活支援事業	2026年4月1日	社会福祉法人　神戸市社会福祉協議会	40,464,600	終活に関する多様な相談に応じ、相談者を適切な関係機関につなぐためのノウハウを有する事業者でなければ、事業の目的を達成できないことから、価格以外の要素を重視して判断する必要があるため競争入札に適しない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局高齢福祉課
認知症事業等の実施	2026年4月1日	社会福祉法人　神戸市社会福祉協議会	18,968,000	本業務は専門的なノウハウが求められるものであり、事業者選定においても価格以外の要素を重視して判断する必要があるため競争入札に適するものではない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局高齢福祉課
認知症地域支えあい推進事業	2026年4月1日	公益社団法人　兵庫県看護協会 一般社団法人　神戸市薬剤師会 一般社団法人　兵庫県理学療法士会 公益社団法人　兵庫県歯科衛生士会 公益社団法人　兵庫県栄養士会	15,000円（派遣１回あたり）	本業務は専門性が求められるものであり、事業者選定においても価格以外の要素を重視して判断する必要があるため競争入札に適するものではない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局高齢福祉課
認知症診断助成制度（認知機能検診）	2026年4月1日	神戸市医師会	94,660,000	本業務は各実施医療機関において検診及び精密検査を実施するものであり、委託先の選定においては価格以外の要素を重視して判断する必要があるため、競争入札に適するものではない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局高齢福祉課
神戸市住宅改修助成事業に係る委託業務	2026年4月1日	一般財団法人　神戸在宅医療・介護推進財団	49,918,000	本業務（高齢者等の状態に対応した既存住宅の改造を行い住環境を整備する）を実施するためには、高い技術、ノウハウ、専門知識が求められるものであり、業者選定においても価格以外の要素を重視して判断する必要があるため競争入札に適するものではない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局高齢福祉課
GPSサービス	2026年4月1日	①ALSOK株式会社 ②ホームネット株式会社 ③株式会社あんしんサポート	①契約事務手数料：6,000円（郵送対応）/件 10,000円（訪問対応）/件 月額利用料の半額：月1,800円/件 かけつけサービス利用料：1時間あたり7,000円/回 ②契約事務手数料：10,000円/件 月額利用料の半額：月1,500円/件 ③契約事務手数料：7,000円/件 月額利用料の半額：月750円/件	GPS端末や端末に付帯するサービス、サポート体制等、委託先選定において価格以外の要素を重視して判断する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局高齢福祉課
障害者総合支援法にかかる介護給付費等の支払い事務の委託	2026年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会	29,069,000	障害者総合支援法第29条第７項に国保連合会へ委託できる旨が定められている。（他の団体への委託は認められていない）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局障害者支援課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
自立支援医療費ほか審査及び支払事務	2026年4月1日	兵庫県社会保険診療報酬支払基金 兵庫県国民健康保険団体連合会	42,599,000	兵庫県下で、健康保険法第76条第5項に限定列挙されている委託可能な組織が他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局障害者支援課
児童福祉法にかかる障害児給付費等の支払事務委託	2026年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会	24,451,000	児童福祉法に国保連合会へ委託できる旨が定められている。（他の団体への委託は認められていない）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局障害者支援課
神戸市意思疎通支援事業委託契約	2026年4月1日	社会福祉法人神戸市身体障害者団体連合会	39,628,000	本業務は、聴覚及び音声又は言語機能障害者のコミュニケーションの確保を担う業務である。聴覚障害者等の日常生活に触れ、高い技術をもつ支援者が必要であることから、業者選定において価格以外の要素を重視して判断する必要があるため競争入札に適するものではない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局障害福祉課
盲ろう者向け通訳・介助員派遣及び養成研修等事業委託契約	2026年4月1日	特定非営利活動法人兵庫盲ろう者友の会	7,208,000	兵庫県と県下の中核市及び本市の3者の共同事業として実施している。3者の役割分担として、委託先の調整は兵庫県が実施するものとなっており、令和6年度の委託先として兵庫県が本事業者を選定しており変更は不可能。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局障害福祉課
障害者福祉センター条例に基づく委託事業	2026年4月1日	（福）神戸市身体障害者団体連合会	5,830,000	本事業者は、市内の肢体障害者、視覚障害者、聴言障害者の当事者団体で構成される連合体であるため、様々な特性をもつ障害者の支援をトータル的に行うことができ、高い実績が期待できる代替可能な委託先は存在せず、他法人との見積り合せは適当でないと判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局障害福祉課
ICTを活用した障害者の就労支援業務委託契約	2026年4月1日	社会福祉法人プロップ・ステーション	16,971,000	上記の業務（障害者や企業に対して、就労に関する必要な相談、助言その他の支援を行う）を実施するためには、高い技術、ノウハウ、専門知識が求められるものであり、業者選定においても価格以外の要素を重視して判断する必要があるため競争入札に適するものではない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局障害福祉課
知的障害者福祉就労促進事業運営委託契約	2026年4月1日	株式会社いくせい	505,994,500	知的障害者福祉就労促進事業は、知的障害者の就労の場の拡大を図るとともに、その特性を引き出し、支援・指導するという性質をあわせもつ事業であり、単に経済的効率性を求めるべき性格の事業ではないため、競争入札に適さない。 また、知的障害者が働き続けるためには指導面や体力、年齢等への配慮が必要であるが、本事業者は様々な事業所で事業を行っていることから、個々の障害者の体力、年齢に合わせ、配置転換等により一人ひとりにあった仕事をさせることができる会社である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局障害福祉課
介護及び福祉・介護職員処遇改善加算等取得促進支援業務に係る委託契約	2026年4月1日	介護労働安定センター兵庫支部	9,529,300	本事業は兵庫県と連携して実施するが、県ではこれまで他府県が実施する同事業を受託・実施している公益財団法人介護労働安定センター（兵庫支部）に委託しており、令和8年度も継続して同センターに委託することが決まっているため、本市においても同一事業者を委託先として選定する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局監査指導課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
障害者総合支援法及び児童福祉法事業所管理システム利用及び運用にかかる委託契約	2026年4月1日	ニッセイ情報テクノロジー株式会社	2,178,000	本業務を確実に履行するためには、障害者総合支援法指定事業所管理システムに関する技術、ノウハウ、専門知識が必要であり、業務を遂行できるのはシステム提供事業者であるニッセイ情報テクノロジー株式会社のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局監査指導課
オンライン資格確認等システム及び医療保険者等向け中間サーバー等における電子資格確認等事務に関する委託契約	2026年4月1日	社会保険診療報酬支払基金兵庫支部	3,406,000	医療扶助に係るオンライン資格確認等に関する事務は、「全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」による改正後の生活保護法第80条の4第1項に基づき、保護の実施機関が社会保険診療報酬支払基金に委託できることとなっており、令和5年9月21日付社援保発0921第1号「医療扶助に係るオンライン資格確認等に関する事務の社会保険診療法主支払基金への委託について」にて社会保険診療報酬支払基金と委託契約を締結することとされているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課
介護報酬の審査及び支払に関する委託契約	2026年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会	26,279,000	生活保護法による介護扶助運営要領（平成12年3月31日付社援第825号厚生省社会・援護局長通知）第7－1－(1)において，介護報酬の審査機関は国民健康保険団体連合会に設けられた介護給付費審査委員会とし、支払機関は国民健康保険団体連合会とされているため競争入札に馴染まない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課
診療（調剤）報酬の審査及び支払に関する委託契約	2026年4月1日	社会保険診療報酬支払基金兵庫支部	51,473,000	生活保護法による医療扶助運営要領（昭和36年9月30日付社発第727号厚生省社会・局長通知）第5－1―(1)において，診療報酬の審査機関は社会保険診療報酬支払基金審査委員会とし、支払機関は支払基金とされているため競争入札に馴染まない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課
中国帰国者等に対する日本語教室及び交流事業等の実施に関する委託契約	2026年4月1日	①神戸中国帰国者日本語教室ボランティア協会 ②中国「残留日本人孤児」を支援する兵庫の会 ③神戸市定住外国人支援センター	8,986,714	本3団体は、当該事業開始以前から中国残留邦人・中国帰国者の支援を行っており、支援のノウハウを持つ団体である。神戸市内を拠点に活動する団体は3団体しかなく、上記1、2の団体に対しては平成20年度より、3の団体に対しては平成24年度より本事業の実施を委託しているが、各年度、誠実に履行されていると認められるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課
生活保護費の支払事務委託契約	2026年4月1日	株式会社　三井住友銀行	8,193,000	本事業者は、本市の指定金融機関であり、従前から生活保護費の支払業務に関わっている。 生活保護費の支払事務については、安全性やリスク管理の観点から、現金支払業務から現金の袋詰業務、現金の警送業務までを一体的に実施する必要があると考えており、本事業者は一体的に実施できる唯一の事業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課
神戸市成年後見支援センターの運営業務に係る委託契約	2026年4月1日	（福）神戸市社会福祉協議会	58,039,300	本事業は事業の性質上、公正・中立な立場での実施が求められるため、民間事業者や他の福祉団体への委託や競争入札にはなじまない。 なお、本事業は、法人後見業務や権利擁護事業（権利擁護相談、福祉サービス利用援助事業）などの業務を実施している神戸市社会福祉協議会に委託することで、権利擁護事業全般について、包括的・効果的な事業運営が期待できる。また、市内においては、法人後見等受任の実績等があり、かつ公平・中立的な立場で、安定的に事業が実施できる団体は当団体以外にはない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
権利擁護事業の実施業務に係る委託契約	2026年4月1日	（福）神戸市社会福祉協議会	8,836,300	本事業は事業の性質上、公正・中立な立場での実施が求められるため、民間事業者や他の福祉団体への委託や競争入札にはなじまない。 なお、委託内容である相談窓口の運営において、相談後の実際の支援として「日常生活自立支援事業」（判断能力が不十分な人の日常的な金銭管理を実施）があるが、この事業は国の補助制度上、実施主体が社会福祉協議会に限定されているため、権利擁護相談全体を一体的に市社協に委託することで、日常生活自立支援事業との連携が取れ、相談から実際の援助まで制度の一体的な利用につながる。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課
高齢者見守り調査事業委託契約	2026年4月1日	社会福祉法人　神戸市社会福祉協議会	32,500,000	本事業は民生委員との関係性や、関連する見守り関係機関との連携が不可欠であり、業者選定においても価格以外の部分を重視して判断する必要があるため、競争入札に適さない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課
神戸市生活困窮者自立相談支援事業に係る地域づくり事業委託契約	2026年4月1日	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会	248,618,000	本事業は、受託者が相談対応や適切な関係機関等へつなぐ事業であることから、安定的に事業を実施できる団体は本事業者以外にはない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課
民生委員・児童委員研修業務	2026年4月1日	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会	2,570,000	本法人は、神戸市民生委員児童委員協議会事務局を担っており、民生委員・児童委員と密接な関係にあること。また、同法人には研修実施に特化した組織（神戸市市民福祉大学）が設置されており、神戸市民生委員児童委員協議会事務局と連携し民生委員・児童委員のニーズを捉えた効果的な研修実施が可能であるため。さらに、民生委員・児童委員の全国研修を実施している全国社会福祉協議会とも円滑に連携することができ、経験年数や役割に応じた包括的な研修体系の構築が可能であると考えられるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課
要援護者支援センター運営事業委託契約	2026年4月1日	特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人（21法人）	48,300,000	本業務の災害対応という特性から、継続的な取り組みが不可欠であり、中長期的にノウハウを蓄積していくことが求められる。業者選定においても、価格以外の要素を重視して判断する必要があり、競争入札に適さない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課
災害時要援護者支援に係る専門家派遣事業	2026年4月1日	一般財団法人 神戸住環境整備公社	2,123,400	専門家として地域の支援活動団体のサポートを行うには価格以外での適切なアドバイスができる等の適正が求められる。そのため本市におけるまちづくりの知見を有しており、地域に合った専門家の選定ができる一般財団法人 神戸住環境整備公社が適していると判断する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課
障害者福祉センター会議室等管理業務	2026年4月1日	株式会社ビケンテクノ	5,800,000	本事業者は、障害者福祉センターが所在する総合福祉センターの管理運営に係る指定管理者であり、建物全体の管理業務を実施している。本業務は同じ建物内にあって障害者を対象とする当センターの貸会議室等の貸室業務であり、当該団体が管理している総合福祉センターの貸会議室と同種で、事務所、事務機器他機材が共有でき、明らかに有利な契約先であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局障害福祉課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
後期高齢者医療資格確認書（年次）引抜・発送業務	2026年6月22日	東洋紙業株式会社	3,300,000	本事業者は、広域連合が実施した競争入札により、資格確認書等の作成業務を受託している事業者である。 本業務は、広域連合から各市町に資格確認書等が納品された後、約1週間という極めて短期間で被保険者へ発送を完了する必要がある。この期間内において、資格喪失者や記載事項変更者等に係る約5,000件の引き抜き作業を確実に実施しなければならないが、納品手続きや物品の引渡し、仕分け等、引き抜き作業以外にも一定の期間を要することから、実質的に引き抜き作業へ充当可能な日数は3～4日程度に限られる。 このような厳しい時間的制約下において、当該資格確認書等の作成工程を熟知し、かつ現物の作成・管理・取扱いを一体的に行っている事業者以外が新たに業務に参画する場合、作業の引継ぎや確認工程が発生することにより、期限内の確実な履行は著しく困難となる。 また、本業務は資格確認書等の作成から発送までの一連の流れの中で連続的に実施する必要があり、業務の性質上、分離して別事業者に委託した場合には、作業の重複、責任の分散、情報管理上のリスクの増大など、円滑かつ安全な業務遂行に支障を及ぼすおそれがある。 以上のことから、本業務は、既に当該資格確認書等の作成業務を受託している事業者が引き続き実施することにより、限られた期間内に正確かつ確実に履行することが可能であり、他の事業者による実施は実質的に不可能である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
令和8年度 神戸市民生委員・児童委員システム操作研修業務	2026年5月14日	楽天モバイル(株)	14,577,860	本業務を確実に履行するためには、神戸市民生委員・児童委員システムに関する技術、ノウハウ、専門知識が必要であり、当該業務を遂行できるのは同システムを構築・運用する当該事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課
リハビリ専門職によるケアマネジメント支援事業	2026年4月1日	一般財団法人神戸在宅医療・介護推進財団	15,000,000	本団体は、病院・施設・訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所等の事業運営を実施しており、神戸市における地域包括ケアシステム構築を積極的に推進している団体である。 在宅医療・介護に関する助言相談及びケアプラン作成等、市内の地域包括ケアを支える人材の育成・活動支援の実績がある。回復期リハビリテーションに従事するリハビリ専門職を市内一有しているため、人材確保ができ円滑に業務を継続するためにも適切な委託先である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局介護保険課
介護保険認定審査会支援システムの保守業務	2026年4月1日	株式会社両備システムズ	27,434,000	本業務を正確かつ円滑に遂行するためには、制度や業務要件に関する知識ならびに本システムの使用機器に関する技術が必要であるが、これらの十分な知識とノウハウを有しているのは、本システムの構築業者かつ運用保守業者である株式会社両備システムズのみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局介護保険課
介護保険認定システム・総合事業管理システムの保守業務	2026年4月1日	株式会社　野村総合研究所	143,126,500	本業務を正確かつ円滑に遂行するためには、制度や業務要件に関する知識ならびに本システムのハードウェア・ソフトウェアに関する技術が必要である。これらの十分な知識とノウハウを有しているのは、本システムの構築業者かつ運用保守業者である(株)野村総合研究所のみである。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条	福祉局介護保険課
神戸市介護保険関連システム再構築支援業務	2026年4月1日	有限責任監査法人トーマツ	90,200,000	有限責任監査法人トーマツは、令和4年度より本市のシステム標準化支援業務を実施しており、本市の現行業務・現行システム機能と標準仕様書とのフィット＆ギャップ分析、現行業務の見直し作業をこれまで実施している。システム標準化に向けた業務を確実に履行するには、これらの十分な知識とノウハウを有している有限責任監査法人トーマツのみである。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条	福祉局介護保険課
社会保険被保険者にかかる福祉医療費（一般医療）の審査支払事務の委託	2026年4月1日	社会保険診療報酬支払基金	134,298,000	医療費の審査支払事務を行える機関は、国民健康保険団体連合会（国保連合会）と社会保険診療報酬支払基金（支払基金）の2機関のみとなっており、県内医療機関における福祉医療費（社保分）の請求先については、兵庫県が支払基金と指定しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
福祉医療システム運用保守業務	2026年4月1日	株式会社日立システムズ 関西支社	47,638,800	本システムは、システム開発を委託先候補が行ったものであり、アプリケーションの障害発生時の対応やそれに伴うシステム修正を行う場合はプログラムの調査分析を行わなければならず、プログラムの内容に精通している同社は本システムと密接不可分の関係である。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条	福祉局国保年金医療課
国民健康保険システム改修業務（税制改正８年度対応）	2026年4月1日	富士通Japan株式会社　関西・中部公共ビジネス統括部（兵庫）	2,455,816	国民健康保険システムは、富士通Japan株式会社のパッケージシステムをベースとし、平成29年１月から稼動している。本業務を正確かつ円滑に進めるためには、現在稼働中のシステムに係る知識が前提であり、富士通Japan株式会社はこれらを有する唯一の業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
令和8年度神戸市国民健康保険特定健診受診者に対するインセンティブ付与事業に係る神戸産農産物発送業務	2026年4月1日	JA兵庫六甲	2,826,000	BE KOBE農産物（こうべ旬菜含む）は、農薬や化学肥料を慣行栽培の半分以下の使用量で栽培する等、ブランド化した市内産野菜のことを言い、特定健診受診者に対するインセンティブとして採用している。この市内産野菜は農業者とJA兵庫六甲の共同販売として市場に出荷されているため、当該委託事業において、市内産野菜の安定供給及び配送業務ができる唯一の団体である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
国民健康保険システム改修業務（番号制度データ標準レイアウト変更８年度対応）	2026年4月1日	富士通Japan株式会社　関西・中部公共ビジネス統括部（兵庫）	6,910,552	国民健康保険システムは、富士通Japan株式会社のパッケージシステムをベースとし、平成29年１月から稼動している。本業務を正確かつ円滑に進めるためには、現在稼働中のシステムに係る知識が前提であり、富士通Japan株式会社はこれらを有する唯一の業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
福祉情報システム・生活保護システムの保守業務	2026年4月1日	（株）アイネス 営業本部	212,667,840	福祉情報システム・生活保護システムは（株）アイネス関西支社が著作権を有するパッケージ・ソフトウェア製品「WebRings」をベースに再構築を行っている。そのため本委託事業を正確かつ円滑に遂行できるのは、パッケージ・ソフトウェア製品の著作権を有し、かつ開発に従事し十分なノウハウを有している（株）アイネス営業本部のみである。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条	福祉局くらし支援課
国民健康保険システム改修業務（資格情報のお知らせ様式の見直し対応）	2026年4月1日	富士通Japan株式会社　関西・中部公共ビジネス統括部（兵庫）	7,910,012	国民健康保険システムは、富士通Japan株式会社のパッケージシステムをベースとし、平成29年１月から稼動している。本業務を正確かつ円滑に進めるためには、現在稼働中のシステムに係る知識が前提であり、富士通Japan株式会社はこれらを有する唯一の業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
事務処理標準システム移行へのデータ抽出対応（国民健康保険システム）	2026年4月1日	富士通Japan株式会社　関西・中部公共ビジネス統括部（兵庫）	210,406,218	国民健康保険システムは、富士通Japan株式会社のパッケージシステムをベースとし、平成29年１月から稼動している。本業務を正確かつ円滑に進めるためには、現在稼働中のシステムに係る知識が前提であり、富士通Japan株式会社はこれらを有する唯一の業者である。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条	福祉局国保年金医療課
国保連ネットワーク等管理運用業務	2026年4月1日	アイクラフト株式会社	3,696,000	本事業者は、本市の後期高齢者医療システムネットワーク構築時より、国保連ネットワーク機器に関する設計・管理・運用を実施してきた。本委託業務については、本市の国保連ネットワークの構成や導入機器の仕様に精通している必要があり、かつ、当該事業者が設計構築した各種ネットワーク機器について、同一の者以外に保守させた場合、瑕疵担保責任の範囲が不明確となるなど、国保連ネットワークの運用に著しい支障を生じる。 以上のことから、当該事業者に委託することが、最も安全・確実であり、これまで通り市民サービスを低下させることなく業務を継続させることが出来る唯一の方法である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
「神戸市バリアフリー基本構想」重点整備地区追加策定業務	2026年6月8日	株式会社間瀬コンサルタント	5,390,000	本業務は単に意見収集や庁内・事業者との調整を行うだけではなく、バリアフリー法及び円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン等に対して、高い知見及び専門知識が必要である。そのため、本市での実績を持つほか、高い技術、ノウハウがあり、神戸市バリアフリー基本構想全体構想編及び事業計画編の策定を担った同事業者を引き続き委託先として選定する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局障害福祉課
神戸市国民年金システム、国民健康保険システム、統合滞納管理システムの標準システムの導入に向けた支援業務	2026年4月1日	有限責任監査法人トーマツ	114,180,000	有限責任監査法人トーマツは、令和4年度から本市のシステム標準化支援業務を継続して受託し、現行業務・現行システム仕様および標準仕様の知見を一貫して蓄積している。 令和8年度は、統合滞納管理システム、国民健康保険システムにおいて、調達支援に加えて要件定義等のシステム構築支援フェーズへ移行する。また、国民年金システムについても引き続き標準化に向けた業務見直し等を実施する必要がある。 これらの作業は、過去の分析結果や業務理解を踏まえた継続的な対応が不可欠であり、作業の連続性・効率性を確保するため、これまでの知見を有する有限責任監査法人トーマツを委託先として選定する。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条	福祉局国保年金医療課
令和８年度国民年金システム運用保守業務	2026年4月1日	株式会社JSOL	72,732,000	現行の国民年金システムは、株式会社JSOLが開発し、稼働後も制度改正や業務改善等に伴う開発、改善を重ねてきた本市固有のシステムである。 本システムの運用保守業務を正確かつ円滑に進めるためには、これまでの開発等を通じて蓄積した業務プロセスやプログラム仕様等にかかる知識を保有することが必須となる。また、設計及び改修した当該事業者以外にシステム運用保守を施行させた場合、既存プログラムとの契約不適合責任の範囲が不明確となるなど、システムの運用に著しい支障を生じ、業務が立ち行かなくなる。 以上のことから、必要な要件を熟知する当該事業者に委託することが、最も安全・確実であり、これまで通り市民サービスを低下させることなく業務を継続させることが出来る唯一の方法である。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条	福祉局国保年金医療課
届書受付管理システム（進捗ステータスの一括移動更新等の機能追加）改修	2026年4月1日	株式会社JSOL	4,180,000	届書受付管理システムは、本事業者が開発してきた本市固有のシステムである。本システムの改修業務を正確かつ円滑に進めるためには、これまでの開発などを通じて蓄積した業務プロセスやプログラム仕様などに係る知識を保有することが必須となる。また、本事業者以外にシステム改修を施行させた場合、既存プログラムとの契約不適合責任の範囲が不明確となるなど、システム保守に支障を生じ、業務が立ち行かなくなる恐れがある。そのため、本業務を正確かつ円滑に遂行できるのは、本事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
国民健康保険システム改修業務（高額療養費制度の見直し対応（限度額の変更等））	2026年4月1日	富士通Japan株式会社　関西・中部公共ビジネス統括部（兵庫）	19,432,358	国民健康保険システムは、富士通Japan株式会社のパッケージシステムをベースとし、平成29年１月から稼動している。本業務を正確かつ円滑に進めるためには、現在稼働中のシステムに係る知識が前提であり、富士通Japan株式会社はこれらを有する唯一の業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
障がい者保健福祉計画及び第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画策定支援業務	2026年4月20日	三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社　大阪	9,702,000	委託先事業者である三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社は、令和7年度に神戸市障がい者生活実態調査（以下「実態調査」という。）業務を公募型プロポーザル形式による選定を経て受託している。この実態調査は、障害者の現在の生活状況やニーズなどを把握し、次期神戸市障がい者プランの基礎資料の一つとすることを目的として実施するものであり、「神戸市障がい者生活実態調査にかかる検討会」及び「神戸市障害者施策推進協議会」での議論を踏まえて、同社が設問等を設計した。 　同社は国の障害分野における調査業務も多数受託しており、実態調査実施の際には、国の方針を踏まえた調査内容の提案や調査業務のノウハウを生かした助言など、同社が障がい者に係る関連施策についての専門的な知識・広い知見等を有し、それらに基づく高いレベルでの業務支援が可能な体制を有していることを確認できている。 　次期神戸市障がい者プランの策定にあたっては、令和7年度に実施した検討会や協議会での議論の内容及び実態調査の結果等を十分に理解したうえで、障害者支援団体等へのヒアリング調査や神戸市地域自立支援協議会等の協議の場からの意見聴取等を実施する必要があり、実態調査業務を受託した同社が本事業を実施することが効率的である。 　これらを総合的に判断し、本市の障害福祉施策と国指針等との一体性をもった計画策定支援を行うことができるのは同社のみであり、本業務において専門的見地かつ広い知見からの技術的な助言及び支援が期待できる。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局障害福祉課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
神戸にし発達障がい相談窓口運営業務	2026年4月1日	社会福祉法人　すいせい	22,410,000	関係機関や地域の社会資源と連携した相談業務、関係機関や社会資源とのネットワークによる支援構築、発達障害に関する専門職の確保や、利用者に対する継続的な対応の必要性を踏まえ、安定的かつ効率的な事業遂行が可能なのは、本事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局障害福祉課
神戸きた発達障がい相談窓口運営業務	2026年4月1日	社会福祉法人　かがやき神戸	16,267,000	関係機関や地域の社会資源と連携した相談業務、関係機関や社会資源とのネットワークによる支援構築、発達障害に関する専門職の確保や、利用者に対する継続的な対応の必要性を踏まえ、安定的かつ効率的な事業遂行が可能なのは、本事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局障害福祉課
福祉情報システム・生活保護システム標準化支援業務	2026年4月1日	Itbook（株）	27,420,800	本業務は、前業務（FIT＆GAP分析の支援、GAP対応の支援）に引き続き実施する一体の関係にある契約で，一体の関係にある業者でないと施行が不完全になるため、業務を確実に履行できるのは過年度の業務を受託した事業者であるItbook（株）のみである。 （ITbook(株)は、平成30年12月に実施した「生活保護システム・福祉情報システム等の再構築検討支援業務提案審査会」において、提案があった中長期に渡る支援計画等について審査を行った結果、高い総合評価を得て委託先として選定されている。）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課
神戸ひがし発達障がい相談窓口運営業務	2026年4月1日	社会福祉法人　神戸聖隷福祉事業団	22,234,000	関係機関や地域の社会資源と連携した相談業務、関係機関や社会資源とのネットワークによる支援構築、発達障害に関する専門職の確保や、利用者に対する継続的な対応の必要性を踏まえ、安定的かつ効率的な事業遂行が可能なのは、本事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局障害福祉課
最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付用データ抽出委託（令和8年度分）	2026年8月7日	（株）アイネス 営業本部	4,488,000	生活保護システムは(株)アイネス関西支社が著作権を有するパッケージ・ソフトウェア製品「WebRings」をベースに再構築を行っている。そのため本委託事業を正確かつ円滑に遂行できるのは、パッケージ・ソフトウェア製品の著作権を有し、かつ開発に従事し十分なノウハウを有している(株)アイネス営業本部のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課
国民健康保険システム改修業務（子ども子育て支援金対応（統計／実態調査）	2026年7月30日	富士通Japan株式会社　関西支社（兵庫）	15,800,034	国民健康保険システムは、富士通Japan株式会社のパッケージシステムをベースとし、平成29年1月から稼動している。本業務を正確かつ円滑に進めるためには、現在稼働中のシステムに係る知識が前提であり、富士通Japan株式会社はこれらを有する唯一の業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
視覚障害者生活訓練事業	2026年4月1日	特定非営利活動法人神戸アイライト協会	6,600,000	本事業者は、生活訓練事業の実施にあたり、歩行訓練士の資格保有者を配置することが可能であり、訪問・通所いずれの形態の訓練でも実施することができる唯一の事業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局障害福祉課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
神戸市国民健康保険のレセプト・特定健診データ分析等に関する業務	2026年4月1日	日本システム技術株式会社	30,299,500	医療情報データベースおよび保健事業支援システムは、日本システム技術株式会社が構築し、運用保守を行ってきた本市固有のシステムである。 本システムは国保訪問等保健指導業務（令和6～8年度契約）をはじめとする各種保健事業の実施に必要不可欠なシステムであり、本システムの運用保守業務を正確かつ円滑に進めるためには、これまでの開発等を通じて蓄積した業務プロセスやプログラム仕様等にかかる知識を保有することが必須となる。 あわせて、本業務に定める医療費適正化にかかる啓発業務やデータヘルス計画の評価支援については、同データベース（レセプトデータ）を分析の上実施する必要がある。 医療系エンジニア・専門職を中心にこれらの業務を担うことができる事業者は、日本システム技術株式会社の他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
神戸市生活保護扶助費分析関連データ処理等業務	2026年7月2日	日本システム技術株式会社	6,380,000	生活保護扶助費分析関連データ処理等業務は、専門性の高い業務であり、生活保護データとレセプトデータの処理及び分析に高度な知見を要するものである。当該事業者は従前より本市のデータヘルス計画に基づくレセプトデータの処理・分析を実施しており、当該分析に係るデータ及び分析手法を有している。また本業務は既存のデータヘルス計画の策定・運用に用いられるレセプトデータ処理・分析と密接不可分の関係にあり、同一の者以外の者に設計させた場合には、同様の分析環境の構築に多大な時間及び費用を要し、円滑な事業実施が困難となるため当該事業者と契約するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課
介護保険システム機器更新に係るシステム移行業務（令和8年度）	2026年4月1日	（株）日立製作所神戸支店	250,947,400	本業務を正確かつ円滑に遂行するためには、制度や業務要件に関する知識ならびに本システムのハードウェア・ソフトウェアに関する技術が必要である。これらの十分な知識とノウハウを有しているのは、本システムの構築業者かつ運用保守業者である（株）日立製作所のみである。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条	福祉局介護保険課
届書受付管理システム（画像回転状態の保存等の機能追加）改修	2026年7月1日	株式会社JSOL	6,930,000	届書受付管理システムは、本事業者が開発してきた本市固有のシステムである。本システムの改修業務を正確かつ円滑に進めるためには、これまでの開発などを通じて蓄積した業務プロセスやプログラム仕様等にかかる知識を保有することが必須となる、また、本事業者以外にシステム改修を施行させた場合、既存プログラムとの契約不適合責任の範囲が不明確となるなど、システム保守に支障を生じ、業務が立ち行かなくなる恐れがある。そのため、本行を正確かつ円滑に遂行できるのは、本事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
しあわせの村総合センター・シルバーカレッジ設備他工事支援業務	2026年6月24日	一般社団法人　神戸住環境整備公社	42,663,000	「公共工事の品質確保の促進に関する法律 」第 22 条では、発注者が自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、発注関係事務を適正に行うことができる知識および経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守および秘密の保持を確保できる体制が整備されていること等、当該事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定し、事務の全部または一部を行わせるよう努めなければならないとされている。 　神戸住環境整備公社は、公共工事に関する専門的な知識と経験を有し、私企業と利害関係がなく公平性・中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができ、上記条件を備えている。また、しあわせの村の施設管理者として現場の状況や調整事項も熟知していることから、特命随意契約の対象として最も適する団体である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局政策課
基準費用額及び負担限度額見直しに伴う介護保険システム改修	2026年4月1日	（株）日立製作所神戸支店	80,969,900	本業務を正確かつ円滑に遂行するためには、制度や業務要件に関する知識ならびに本システムのハードウェア・ソフトウェアに関する技術が必要である。これらの十分な知識とノウハウを有しているのは、本システムの構築業者かつ運用保守業者である（株）日立製作所のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局介護保険課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
福祉医療費助成制度の他公費併用開始に伴う福祉医療システムの改修	2026年4月1日	株式会社日立システムズ 関西支社	14,206,500	本システムは本市の独自仕様に基づき、委託先候補が開発・運用・保守を行っている固有システムである。本委託内容を正確かつ円滑に進めるためには、これまでの開発等を通じて蓄積した業務プロセスやプログラム仕様等にかかる知識を保有することが必須となる。同社以外に本業務を委託させた場合、既存プログラムとの契約不適合責任の範囲が不明確となるなど、システムの運用に著しい支障を生じ、業務が立ち行かなくなる。以上のことから、必要な要件を熟知する同社に委託することが、本業務を完遂できる唯一の方法であり、競争入札に適さないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
失語症者向け意思疎通支援者及び養成研修等事業	2026年4月1日	一般社団法人兵庫県言語聴覚士会	2,967,746	兵庫県下の登録失語症者数は少ないため、事業を効果的かつ効率的に実施できるよう、兵庫県と県下の中核市等及び本市の共同事業として実施している。 同法人は言語聴覚士の有資格者団体として発足し、言語や聴覚に障害のある方々への支援に対して非常に高い専門性を持っており、兵庫県が令和8年度の委託先として本事業者を選定しているため、本市においても本事業者へ委託する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局障害福祉課
自立支援医療のPMH対応業務	2026年4月1日	(株)アイネス営業本部	5,511,000	福祉情報システムは（株）アイネス営業本部が著作権を有するパッケージ・ソフトウェア製品「WebRings」をベースに再構築を行っている。そのため本委託事業を正確かつ円滑に遂行できるのは、パッケージ・ソフトウェア製品の著作権を有し、かつ開発に従事し十分なノウハウを有している（株）アイネス営業本部のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局障害者支援課
障害者基幹相談支援センター運営	2026年4月1日	社会福祉法人 神戸聖隷福祉事業団	12,900,000	本事業者は、基幹として市内のセンターや特定相談支援事業所の総括を担い、連絡会や研修会の開催などの実績を有し、相談支援専門員の初任者研修等企画運営への参画や、兵庫県下の圏域コーディネーターとの連携を図るなど専門性が高く、人材育成やネットワーク構築等のノウハウもかなり蓄積されており、同水準の運営ができる事業者は他にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局障害者支援課
障害者相談支援センター・障害者地域生活支援拠点事業運営（東灘区、中央区、北区、長田区、須磨区、西区）	2026年4月1日	社会福祉法人 協同の苑等	1,421,977,674	障害者地域生活支援拠点事業では、相談支援センター事業に加え、短期入所を活用した緊急受入、生活介護における体験の場の提供、障害者の見守り支援、災害時の要援護者支援等を行っており、地域の相談支援事業所との連携を図っている。 専門性が高く、多様な業務が複合する両事業の遂行にあたっては、専門性を有する人材の確保やノウハウを有している事業者が受託する必要があり、安定的かつ効率的な事業遂行が可能なのは本事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局障害者支援課
障害者相談支援センター・障害者地域生活支援拠点事業運営（灘区、兵庫区、垂水区）	2026年4月1日	社会福祉法人 神戸明輪会・社会福祉法人 新緑福祉会共同事業体等	1,110,822,275	障害者地域生活支援拠点事業では、相談支援センター事業に加え、短期入所を活用した緊急受入、生活介護における体験の場の提供、障害者の見守り支援、災害時の要援護者支援等を行っており、地域の相談支援事業所との連携を図っている。 専門性が高く、多様な業務が複合する両事業の遂行にあたっては、専門性を有する人材の確保やノウハウを有している事業者が受託する必要があり、安定的かつ効率的な事業遂行が可能なのは本事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局障害者支援課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
神戸市介護保険料コンビニエンスストア収納代行業務委託契約	2026年4月1日	株式会社　電算システム	【基本料】 15,000円/月 【手数料】 77円/件	平成29年6月に公募型プロポーザル方式により委託決定した㈱電算システムの仕様に合わせて収納データ送受信のシステム構築および納付書レイアウトの変更等）を行っており 　他の事業者に変更する場合には、 　①新たな事業者からのデータ受信に対応するシステム構築等が必要となるが、令和11年度にシステム標準化を控えており、標準化指針と異なる改修が必要となった場合には、短期間しか運用しない現行システムの改修費用を投資する必要が生じる。 　②仕様の変更を繰り返すことは、既に発行済みの納付書での支払が不可となる可能性があるなど公金収納の安全性・安定性の面からも好ましくないことから本事業者への委託を行うものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局介護保険課
年金収入増加に伴う基準額引き上げにともなう介護保険システム改修（その2）	2026年4月1日	（株）日立製作所神戸支店	28,911,429	本業務を正確かつ円滑に遂行するためには、制度や業務要件に関する知識ならびに本システムのハードウェア・ソフトウェアに関する技術が必要である。これらの十分な知識とノウハウを有しているのは、本システムの構築業者かつ運用保守業者である（株）日立製作所のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局介護保険課
国民健康保険システム連携標準化に伴う介護保険システム改修	2026年4月1日	（株）日立製作所神戸支店	58,740,660	本業務を正確かつ円滑に遂行するためには、制度や業務要件に関する知識ならびに本システムのハードウェア・ソフトウェアに関する技術が必要である。これらの十分な知識とノウハウを有しているのは、本システムの構築業者かつ運用保守業者である（株）日立製作所のみである。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条	福祉局介護保険課
令和7年度 物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業運営業務に係る委託	2026年4月1日	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社BPO事業本部	6,727,600	物価高騰の影響を受ける高齢福祉・障害者福祉施設等を支援するため、申請受付や勧奨、審査を正確かつ迅速に実施する必要がある。本事業者は、昨年度、物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業を受託し円滑に事業完了した実績があり、コールセンター運営や申請受付・審査にかかる一連の業務に必要なシステムの構築等について、限られた準備期間の中で正確かつ迅速に対応するための体制とノウハウを有しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局介護保険課
後期高齢者医療システム　アプリケーション保守	2026年4月1日	日本電気株式会社関西支社	205,869,850	後期高齢者医療システムの標準化では、再構築を日本電気株式会社神戸支社が行ったものであり、アプリケーションの障害対応や修正を行う場合はパッケージシステムの調査分析を行わなければならず、内容に精通している当該事業者は本システムと密接不可分の関係であるため、本事業者に本業務を委託する。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条	福祉局国保年金医療課
後期高齢者医療システムに係る改修（eLTAX対応）	2026年4月1日	日本電気株式会社関西支社	36,781,000	後期高齢者医療システムの標準化では、再構築を日本電気株式会社神戸支社が行ったものであり、アプリケーションの追加開発を行う場合はパッケージシステムの調査分析を行わなければならず、内容に精通している当該事業者は本システムと密接不可分の関係であるため、本事業者に本業務を委託する。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条	福祉局国保年金医療課
神戸市後期高齢者医療システム再構築業務	2026年4月1日	日本電気株式会社関西支社	26,268,000	後期高齢者医療システムの標準化では、再構築を日本電気株式会社神戸支社が行ったものであり、アプリケーションの追加開発を行う場合はパッケージシステムの調査分析を行わなければならず、内容に精通している当該事業者は本システムと密接不可分の関係であるため、本事業者に本業務を委託する。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条	福祉局国保年金医療課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
国保特定健診未受診者対策における受診勧奨業務	2026年4月1日	株式会社キャンサースキャン	36,779,000	兵庫県において、本市をモデルに「令和8年度特定健診未受診者受診勧奨モデル事業」を実施することとなっており、株式会社キャンサースキャンは当該事業の受託事業者として兵庫県の企画提案競技で選定された事業者である。受診勧奨の対象者選定や通知時期の調整、効果検証等の観点で、当該事業者が本業務を一体的に実施することが最も効率的である。 また本事業は、膨大な受診履歴や健診結果等のビッグデータをAI等で分析し、効果的かつ効率的に勧奨を行うこととしている。当該事業者は特定健診の受診勧奨に特化した特許を取得しており、本業務で求められる高い技術・ノウハウを有しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局国保年金医療課
認知症疾患医療センター運営事業委託業務	2026年4月1日	①神戸大学医学部附属病院②甲南医療センター③新生病院④神戸百年記念病院⑤兵庫県立ひょうごこころの医療センター⑥宮地病院⑦神戸市立医療センター西市民病院	71,163,000	本事業は、国が定める「認知症疾患医療センター運営事業実施要綱」に基づく設置要件を満たす病院又は診療所のうち、市長が認知症疾患医療センターとして指定した施設で行うことと定められており、他の病院等では実施することができないため、市が指定した7か所の認知症疾患医療センターに委託するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局高齢福祉課
認知症初期集中支援事業	2026年4月1日	一般財団法人　神戸在宅医療・介護推進財団	94,451,000	神戸在宅医療・介護推進財団は、神戸市内の在宅あるいは地域における高齢者等に対する医療・介護サービスについての推進を図り，高齢者等の福祉の向上に寄与することを目的とする団体であることから、本事業で不可欠なチームの中心となる認知症サポート医や市医師会と密接に連携しながら本事業を実施できる唯一の事業者である。 　また、あんしんすこやかセンターや認知症疾患医療センターをはじめとする関連機関とも密に連携しており、認知症に関する市民からのあらゆる相談に、迅速にかつ丁寧に対応できるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局高齢福祉課
戸籍振り仮名記載義務化にともなう住記異動対応に関する介護保険システム改修等業務	2026年7月1日	（株）日立製作所神戸支店	11,999,900	本業務を正確かつ円滑に遂行するためには、制度や業務要件に関する知識ならびに本システムのハードウェア・ソフトウェアに関する技術が必要である。これらの十分な知識とノウハウを有しているのは、本システムの構築業者かつ運用保守業者である（株）日立製作所のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局介護保険課
後期連携標準化対応（年間納付済みハガキの仕様変更対応）に伴う介護保険システム改修業務	2026年7月31日	（株）日立製作所神戸支店	6,403,320	本業務を正確かつ円滑に遂行するためには、制度や業務要件に関する知識ならびに本システムのハードウェア・ソフトウェアに関する技術が必要である。これらの十分な知識とノウハウを有しているのは、本システムの構築業者かつ運用保守業者である（株）日立製作所のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局介護保険課
国保連連携ファイル（高額介護医療合算関連）の変更にともなう介護保険システム改修業務	2026年8月6日	（株）日立製作所神戸支店	7,116,780	本業務を正確かつ円滑に遂行するためには、制度や業務要件に関する知識ならびに本システムのハードウェア・ソフトウェアに関する技術が必要である。これらの十分な知識とノウハウを有しているのは、本システムの構築業者かつ運用保守業者である（株）日立製作所のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局介護保険課
令和8年度地域交流センター外部給電設備設置工事支援業務	2026年6月16日	一般財団法人神戸住環境整備公社	19,385,300	公共工事の発注業務は、一般的に設計・積算・（入札）・工事監理・各種検査となるが、公共工事に関する法令、積算基準、設計監理等の専門的な知識と経験を有し、私企業と利害関係がなく公平性・中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことが必要であり、本工事における発注等業務も同様である。 　一般財団法人神戸住環境整備公社は、これまでも多くの学校施設の建設や大規模改修の実績があり、また市有施設の維持管理にも携わるなど、本市の営繕業務に関する知識及び体制を有しており、事務を公正に行うことができ、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第22条に規定される発注関係事務を適切に実施することができる者の条件を備えている。 　一般財団法人神戸住環境整備公社以外に、それらの条件を備えた事業者はない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
神戸市医療的ケア児者の家族のためのレスパイト支援事業	2026年6月25日 ほか	要件を満たす複数の訪問看護事業者	40,960,000	実施要綱にて受託できる事業者の要件を定め、申請に基づき登録を行った事業者とのみ契約締結を行う事業スキームであるため、競争入札には適さない。 （参考）実施要綱にて定める受託者の要件（下記両方） （1）指定訪問看護事業者（健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者）または訪問看護を行う保険医療機関（健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関）であること （2）賠償責任保険への加入等、事業者の責による損害に対し適切に保証ができる体制があること	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局障害者支援課
神戸市生活保護版レセプト情報管理システム標準化対応業務	2026年8月25日	株式会社法研	4,427,500	本事業者は、厚生労働省から業務の委託を受けて本システムの開発・設計を行った業者であり、他に本システムの標準化対応ができるだけの専門知識とノウハウをもった業者がなく代替がきかない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課
後発医薬品使用促進業務	2026年9月1日	神戸市薬剤師会	2,999,700	厚生労働省通知で、薬局が後発医薬品の調剤をしなかった場合は、福祉事務所において理由の把握をすることとなっているが、薬剤師・薬局との連携や医薬品についての専門的な知識と技術が必要である。 神戸市薬剤師会は、神戸市内の薬剤師の9割以上を会員としており、薬剤師・薬局との連携を図る必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局くらし支援課
神戸いきいき健康サポートシステム連携標準化に係る介護保険システム改修	2026年9月30日	（株）日立製作所神戸支店	12,196,800	本業務を正確かつ円滑に遂行するためには、制度や業務要件に関する知識ならびに本システムのハードウェア・ソフトウェアに関する技術が必要である。これらの十分な知識とノウハウを有しているのは、本システムの構築業者かつ運用保守業者である（株）日立製作所のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局介護保険課
多彩プログラム型ミニデイサービス運営業務に係る委託契約	2026年9月1日	セントラルスポーツ株式会社	各利用者の、負担割合証に記載の負担割合に応じた委託料。 利用者1名につき1回あたり2,700～4,050円（介護保険負担割合が1割のとき）	各区1か所（計10事業所）で事業者公募を実施し、東灘区・北区（北神）については応募がなかったが、両事業者については、本事業の灘区・西区圏域において受託事業者として選定されており、事業の概要や目的を理解しており提案内容が優れていると評価できること、また「フレイル改善通所サービス」の受託事業者として東灘区・北区（北神）で活動実績があることから直接指名をして、契約を締結する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局介護保険課
多彩プログラム型ミニデイサービス運営業務に係る委託契約	2026年8月27日	シンコースポーツ兵庫株式会社	各利用者の、負担割合証に記載の負担割合に応じた委託料。 利用者1名につき1回あたり2,700～4,050円（介護保険負担割合が1割のとき）	各区1か所（計10事業所）で事業者公募を実施し、東灘区・北区（北神）については応募がなかったが、両事業者については、本事業の灘区・西区圏域において受託事業者として選定されており、事業の概要や目的を理解しており提案内容が優れていると評価できること、また「フレイル改善通所サービス」の受託事業者として東灘区・北区（北神）で活動実績があることから直接指名をして、契約を締結する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	福祉局介護保険課